

第2期富山県再犯防止推進計画 の概要

令和7年4月

富山県

「第2期富山県再犯防止推進計画」の概要①

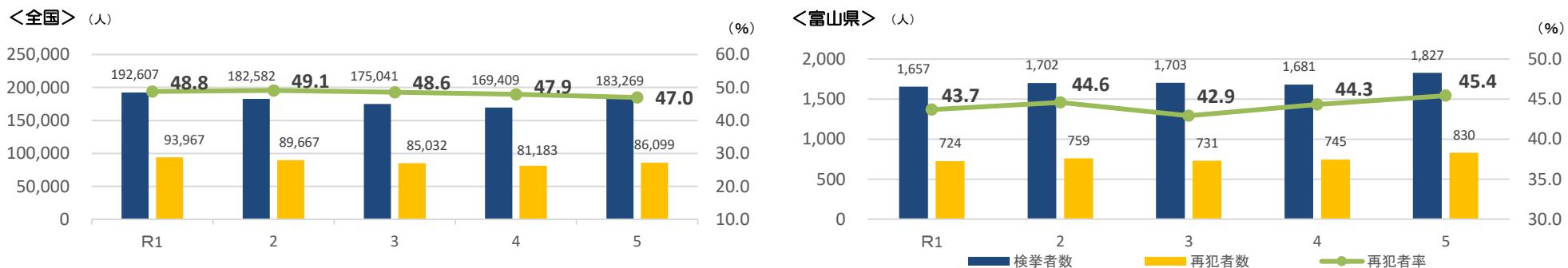
第1章 計画策定の趣旨等について

- ・国の「再犯防止推進計画」（平成29年12月閣議決定）を勘案し、令和2年3月に「富山県再犯防止推進計画」を策定【計画期間：令和2年度～令和6年度】、国や関係機関、民間団体等と連携しながら再犯防止施策を推進
 - ・国の「第二次再犯防止推進計画」（令和5年3月閣議決定）の内容を踏まえて改定【計画期間：令和7年度～令和11年度】
- 計画策定の法令等の根拠：再犯の防止等の推進に関する法律第8条に基づく計画（努力義務）

第2章 計画策定の背景について

刑法犯検挙者数中の再犯者数及び再犯者率等

全国は5割近くで推移しており、本県においても、依然として4割台と高い割合で推移。



検討経過（スケジュール）

- ・9/5 第1回富山県再犯防止施策推進協議会 ⇒見直しの方向性を議論
- ・10月～1月 関係機関等照会（現行計画に必要な加筆・修正について）
- ・2/上旬 関係機関等照会（素案について）
- ・3/6 第2回富山県再犯防止施策推進協議会 ⇒改定案の議論
※同日開催の再犯防止推進セミナーで改定案を説明
- ・3月26日まで パブリックコメント実施（意見なし）
- ・3月末 第2期富山県再犯防止推進計画の策定

第3章 基本方針等について

基本方針

- 「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、国・市町村・民間団体等との緊密な連携協力の確保に努める。
- 国等との適切な役割分担を踏まえて、切れ目のない支援に努める。
- 犯罪被害者等の存在を十分に認識するとともに、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚し、犯罪被害者等の心情を理解し、自ら社会復帰のために努力することの重要性を踏まえて取り組む。
- 犯罪等の実態等を踏まえ、見直しを行いながら、社会情勢等に応じた効果的なものとなるよう努める。
- 再犯防止の取組みを分かりやすく広報するなどにより、広く県民の関心と理解を得られるよう努める。

計画の目標

『誰もが安心・幸せを感じる“ウェルビーイング”を目指すとやま型地域共生社会の実現』

「第2期富山県再犯防止推進計画」の概要③

第4章 6つの重点分野と具体的施策について

富山県再犯防止推進計画 (R2.3~)

- 1 国・市町村・民間団体等との連携強化
- 2 就労・住居の確保
- 3 保健医療・福祉サービスの利用の促進
- 4 学校等と連携した修学支援
- 5 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導
- 6 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進

第2期富山県再犯防止推進計画

- 1 国・市町村・民間団体等との連携強化
(地域による包摂の推進)
- 2 就労・住居の確保
- 3 保健医療・福祉サービスの利用の促進
- 4 学校等と連携した修学支援
- 5 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導
- 6 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進



参考:国の第2次再犯防止推進計画では、7つの重点課題について、第1次を踏襲しつつ、「地域による包摂の推進」が重点として打ち出されていることを踏まえ、明記。

地域による包摂とは（法務省企画再犯防止推進室資料より）

「刑事司法手続き終了後も、国、地方公共団体、民間協力者等が、それぞれの役割を果たしつつ、犯罪をした者等が、地域社会の一員として、地域のセーフティネットの中に包摂され、地域社会に立ち戻っていくことができる環境を整備すること」

重点分野1. 国・市町村・民間団体との連携強化(地域による包摂の推進)

国、民間団体の取り組み状況は計画書本文に記載しています。

○現状と課題

犯罪をした者等の中には、貧困や疾病をはじめ、様々な生きづらさを抱え、立ち直りに多くの困難を抱えている場合があるが、犯罪をした者等の支援等に必要な情報共有等が容易ではなく、支援が困難となる場合が多い。など

<主な施策>

◇犯罪をした者等の個々の課題に応じた支援の推進

・富山県「Re-Start更生保護相談室」において、犯罪をした者等やその家族、支援者などからの相談に対応し、必要に応じて、面接面談・同行支援などを実施し、適切な支援につなぐ

・富山県地域生活定着支援センターにおける、保護観察所等から依頼のあった特別調整対象者の社会復帰及び地域生活への定着の支援

・市町村担当者にも参加をよびかける「富山県再犯防止施策推進協議会」や、「再犯防止推進セミナー」の開催等により、再犯防止の一層の推進のための情報共有等のネットワークの構築に取り組む

・国関係機関・団体等と連携する協議会(富山県薬物乱用対策推進本部、富山県子ども・若者支援地域協議会、富山県暴力団離脱者社会復帰協議会)を通じ、様々な困難を抱えた者の社会復帰に向けた支援に取り組む

など



24時間対応の「更生保護相談室」
※チラシは役場や刑事・矯正関係施設等に配布

重点分野2. 就労・住居の確保

国、民間団体の取り組み状況は計画書本文に記載しています。

○現状と課題

犯罪をした者等は、前科があるなどのために求職活動が円滑に進まない場合がある。また矯正施設への入出所を繰り返すにつれて、帰住先を確保することが困難になる者が少くない。など

<主な施策>

◇就職に向けた相談・支援等と充実

- ・公共職業能力開発施設における施設内訓練、民間教育訓練機関における委託訓練により、円滑な再就職を支援



◇協力雇用主の活動に対する支援

- ・県が主催する各種の企業向けセミナーや研修会において、**国の機関と連携しながら**協力雇用主制度のパンフレット等の配布などにより、**制度をPR**

更生保護法人富山養得園

◇住居の確保

- ・住宅セーフティネット法に基づく同制度の周知と情報提供を行うとともに、市町村、富山県居住支援協議会や関係団体と連携し、住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録を促進
- ・賃貸住宅への円滑な入居に係る情報提供や住宅相談等を行う**居住支援法人の指定に向け、関係団体等との連携強化**
など

重点分野3. 保健医療・福祉サービスの利用の促進 ①高齢者又は障害のある者等への支援

国、民間団体の取り組み状況は計画書本文に記載しています。

○現状と課題

支援が必要な生活困窮者の中には、地域社会の中で孤立している場合も多く、困窮状態であることも周囲にはわかりづらい場合があり、保健・医療・福祉サービスや生活支援サービスが切れ目なく提供される体制づくりを進める必要がある。など

<主な施策>

◇関係機関における福祉的支援の実施体制等の整備と充実

・富山県地域生活定着支援センターにおいて、社会福祉施設への入所等の福祉サービスを円滑に利用できるようにするため、富山保護観察所や更生保護施設、福祉の関係機関等と連携・協力して**調整**

・市町村が設置する地域包括支援センターの職員に対する研修を実施し、高齢者やその家族等が抱える保健、福祉、医療等に係る各種相談機能の充実を支援

◇保健医療・福祉サービスの利用に関する関係機関等との連携の強化

・地域における安否確認や緊急時対応などの見守り支援等について、市町村及び社会福祉協議会等と連携して福祉サービスが提供されるよう支援



富山県地域生活定着支援センター

など

重点分野3. 保健医療・福祉サービスの利用の促進 ②薬物依存を有する者への支援

国、民間団体の取り組み状況は計画書本文に記載しています。

○現状と課題

薬物事犯者は、犯罪をした者等であると同時に、薬物依存症の患者である場合も多く、薬物依存症からの回復に向けた治療・支援を継続的に行う必要がある。 など

<主な施策>

◇薬物依存症者及び家族等に対する支援、支援者の育成

・富山県心の健康センターに設置している依存症に関する相談拠点において、相談対応、関係機関との連携、相談拠点の周知を実施



◇治療・支援等を提供する保健・医療機関等との連携強化

・依存症支援関係機関連絡会の開催により、行政、医療機関、支援団体が情報共有・意見交換を行い、連携を強化

NPO法人富山ダルクリカバリークルーズ

◇依存症問題等に関する広報・啓発の推進

・薬物乱用防止活動を推進するため、**富山県薬物乱用防止指導員を委嘱するとともに、指導員で組織された協議会活動を通じて地域に密着した啓発活動を実施**

・小学校、中学校、高等学校において、警察職員や学校薬剤師等、外部の専門家を招いて薬物乱用防止教室や、指導者講習を実施

など

重点分野4. 学校等と連携した修学支援

国、民間団体の取り組み状況は計画書本文に記載しています。

○現状と課題

社会環境の変化(SNSの普及など)や少年の抱える問題の深刻化により、少年が地域社会で孤立し、非行少年とならないよう取組みが求められている。など

<主な施策>

◇学校における児童生徒の非行の未然防止等

- ・非行防止等の取組みを学校と家庭が連携して推進していくため、児童生徒の保護者を対象に、生徒指導に係る啓発冊子を作成し、周知



◇地域における非行防止活動の推進

- ・県のこどもに関する4つの相談機関(富山児童相談所こども相談センター、県総合教育センター教育相談窓口、富山県こども・若者総合相談センター、県警少年サポートセンター東部分室)を集約して配置する「富山県こども総合サポートプラザ」を設置し、各相談機関が連携して非行や不登校など様々な悩みや困難を抱えるこどもや家庭からの相談にきめ細かく対応

◇学校や地域で再び学ぶための支援

- ・「富山県こども・若者総合相談センター」において、高等学校中退などで学校を離れこととなった者が、再学習や就労といった希望内容に応じた支援機関につながるよう支援

など

親子ふれあいフェスタ
in 富山市立中央小学校

重点分野5. 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導

○現状と課題

国、民間団体の取り組み状況は計画書本文に記載しています。

性犯罪者、暴力団関係者等再犯リスクが高い者、可塑性に富む少年・若年者、被虐待体験や摂食障害等の問題を抱える女性など、それぞれの対象者の特性を的確に把握したうえで、適切な指導を選択し、一貫性を持って継続的に働きかけ、社会復帰を促す必要がある。など

<主な施策>

◇適切なアセスメント等の実施と対応

- ・**ストーカー**加害者等に対し、公費による医師等の面談を支援するなど、医療機関等の協力を得た、カウンセリング等の受診に向けた働きかけの実施
- ・**DV**加害者に対し、加害行為への自覚を促す指導・警告を行うなど、暴力を抑止する働きかけの実施

◇暴力団員の社会復帰対策の推進

- ・**暴力団**からの離脱に向けた支援として、公益財団法人富山県暴力追放運動推進センターと連携し、富山県暴力団離脱者社会復帰対策協議会を通じて、暴力団離脱者に対する就労支援を実施。
- ・富山県暴力団離脱者社会復帰対策協議会において、関係機関・団体と暴力団離脱者の社会復帰に関する情報交換を図り、連携強化 など

重点分野6. 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進

○現状と課題

国、民間団体の取り組み状況は計画書本文に記載しています。

- ・再犯の防止等に関する施策の実施については、多くの民間協力者が行う、犯罪や非行をした人たちの立ち直り支援活動に支えられている。
- ・再犯の防止等に関する取組みは、県民にとって身近でなく、刑を終えて出所した人等に対する偏見があるなどの課題もあり、理解を得にくい問題がある一方で、刑を終えて出所した人に対する支援だけではなく、犯罪被害者等へ十分な配慮がなければ県民の理解は得られない。など

<主な施策>

◇民間協力者の活動の促進等

・(保護司の安全確保や活動に伴う保護司とその御家族の負担軽減を図るために、)国における保護司の活動環境の整備の取組みに呼応し、**保護司の面接場所の確保に向けた協力を市町村に呼びかける**など円滑な活動に向けた支援の実施。

・民間協力者(保護司、更生保護女性会、BBS会、篤志面接委員、少年警察ボランティア)が行う**支援活動を紹介し、活動に対する理解の醸成**を図る。

◇広報・啓発活動の推進等

・刑を終えて出所した人等に対する偏見や差別の解消に向け、社会を明るくする運動等を通じた県民の意識啓発

・犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏への配慮の重要性等について県民の関心及び理解を深めるための施策を推進 ※富山県犯罪被害者等支援条例より記載

など



“社会を明るくする運動” ポスター

参考指標について

○計画に基づく事業を推進し、国、関係機関、民間団体等との連携を進め
以下の参考指標を定期的に検証

※下線部は国の第二期計画で加わったもの

- ① 検挙者中の再犯者数及び再犯者率
- ② 新受刑者中の再入者又は刑の執行猶予歴のある者の数及び割合
- ③ 出所受刑者の2年以内再入者数及び再入率
- ④ 主な罪名・特性別2年以内再入率
- ⑤ 出所受刑者の3年以内再入者数及び再入率
- ⑥ 主な罪名・特性別3年以内再入率
- ⑦ 保護観察付（全部）執行猶予者及び保護観察処分少年の再処分者数及び再処分率